

加東市告示第 1 3 3 号

加東市電子自治体推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 6 日

加東市長 安 田 正 義

加東市電子自治体推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 電子自治体構築に向けた加東市電子自治体推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、加東市電子自治体推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、推進計画の策定に関する必要な事項について、調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 加東市を事業範囲とする情報通信事業者が推薦した者
- (3) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (4) 一般公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、推進計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を

含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、推進計画の策定の日限り、その効力を失う。